## 暴力団排除事業助成に関する覚書

公益財団法人 日工組社会安全財団(以下「甲」という。)と、〇〇〇(以下「乙」という。)は、乙が実施する暴力団排除事業(以下「暴排事業」という。)に対し、金〇〇万円の助成金(以下「助成金」という。)を支給することに関し、次のとおり合意した。

- 第1条 暴排事業の内容は、平成〇年〇月〇日、乙が甲に提出した「暴力団排除事業助成申請書」の内容とし、これ以外の事業等に助成金を充当してはならない。ただし、事前に甲から文書による承認があった場合は、この限りでない。
- 第2条 暴排事業の実施時期は、平成〇年〇月〇日~平成〇年〇月〇日までとする。
- 第3条 甲は本覚書締結後、乙の指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。
- 第4条 乙は、次の時期に「活動経過報告書」による 定時報告をするものとする。

第1回目:平成○年○月○日、第2回目:平成 ○年○月○日、第3回目:平成○年○月○日

第5条 乙は、第2条に定めた実施時期終了後30 日以内に、甲に対して助成事業実績報告書と最 終会計報告書を提出しなければならない。

これ以外にも、甲は乙に対して、必要に応じて 随時暴排事業の実施状況、助成金の費消状況に ついて立入検査や報告の提出を求めることがで き、乙はこれに応じなければならない。

- 第6条 乙は、暴排事業の実施時期終了後、助成金 の残金が生じたときは、これを甲に返還するもの とする。
- 第7条 乙は、訴訟に関する事務の委託を除き、暴 排事業を第三者に委託又は請負させてはならな い。ただし、事前に甲から文書による承認があっ た場合は、この限りでない。
- 第8条 乙は、暴排事業が実施困難となった場合、 速やかに甲に対して報告しなければならない。
- 第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙に交付した助成金の使用の中止を求めることができる。併せて、甲は乙に対して助成金全額あるいは残余の助成金のいずれかの即時の返還を求めることができる。
- (1) 乙が第1条に違反した場合
- (2) 乙が第4条、第5条及び第8条の報告を怠った 場合
- (3) 乙による暴排事業の実施が不可能になったと 甲が判断した場合
- 第 10 条 本覚書に定めのない事項については、甲 乙協議の上、これを定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書	1通を各当事者が	記名・捺印して作成し、甲	が原本を、乙が写しを保管する。
平成○年○月○日			
甲 東京都千代田区内神田1丁目7番8号		乙(住所)	
大手町佐野田	ジル6階		
公益財団法人 日工組社会安全財団		(団体名)	
会長	印	(代表者名)	(A)